

図面や構造物と著作権

平成17年2月24日
銀座第一法律事務所
弁護士 大谷郁夫

本セミナーの概要

- 著作権法の概要 14:10~14:20
- 著作物の意味 14:20~14:50
- 図面や構造物の著作物性 14:50~15:40
- 著作者の権利 15:40~16:00
- 著作者の権利の契約による変更 16:00~16:10

著作権制度の概要

- 著作物の意味(2条1項1号)

思想又は感情を創作的に表現したものであって、文学、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

- 1 思想又は感情の表現であること
- 2 表現に創作性があること
- 3 外部に表現されていること
- 4 文学、学術、美術又は音楽の範囲に属するものであること

著作権法の概要

● 著作物の例示(10条1項)

- 1 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 2 音楽の著作物
- 3 舞踏又は無言劇の著作物
- 4 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 5 建築の著作物
- 6 地図又は学術的な性質を有する図画、図表、模型その他の著作物
- 7 映画の著作物
- 8 写真の著作物
- 9 プログラムの著作物

著作権法の概要

● 著作者の権利 (18条から27条)

著作者人格権

公表権
氏名表示権
同一性保持権

著作財産権

複製権
上演権、演奏権、上映権
公衆送信権、伝達権
口述権
展示権
頒布権
貸与権
翻訳権、**翻案権**等

二次的著作物の利用に関する原著作者の権利

著作権法の概要

● 著作権者の権利

1 原則(17条)

著作者(著作物を創作する者)

著作者人格権と著作財産権を享有する。

いかなる方式の履行をも要しない。

(著作物を創作すれば、著作者としての権利を享有できる。)

2 例外

著作者が著作財産権を譲渡した場合

著作者 著作財産権を有する者

法人著作の場合

その他

著作権法の概要

● 著作財産権の制限

- 1 私的使用のための複製
- 2 図書館等における複製
- 3 引用
- 4 教科書図書等への掲載
- 5 学校教育番組の放送等
- 6 学校その他の教育機関における複製
- 7 試験問題としての複製等
- 8 点字による複製等
- 9 営利を目的としない上演等
- 10 時事問題に関する論説の転載等

著作権法の概要

● 著作権の制限

- 1 1 政治上の演説等の利用
- 1 2 時事の事件の報道のための利用
- 1 3 裁判手続等における利用及び行政機関情報公開法等による開示のための利用
- 1 4 翻訳、翻案等による利用
- 1 5 放送事業者等による一時固定
- 1 6 美術の著作物等の現作品の所有者による表示
- 1 7 公開の美術の著作物等の利用
- 1 8 美術の著作物等の展示に伴う複製
- 1 9 プログラムの著作物の所有者による複製等 など

著作権法の概要

- 保護期間

- 1 実名の著作物

著作者の存命中及び死亡した日の属する年の翌年の1月1日から起算して50年間(51条、57条)

- 2 無名又は変名の著作物

公表された日の属する年の翌年の1月1日から起算して50年間(52条、57条)

- 3 団体名義の著作物

公表された日の属する年の翌年の1月1日から起算して50年間(52条、57条)

- 4 その他

著作権法の概要

- 著作権の変動

- 1 著作権の譲渡(61条)
- 2 著作権の利用の許諾(63条)
- 3 出版権の設定(79条)
- 4 担保権の設定

- 登録

著作権の譲渡、出版権の設定、担保権の設定は、登録しないと第三者に対抗できない(77条、88条)。

著作権法の概要

- 権利侵害

- 1 民事上の責任

侵害行為の差止請求権(112条)

(侵害行為を組成した物、侵害行為によって作成された物、もっぱら侵害行為に供された機械若しくは器具の廃棄等も求めることができる。)

損害賠償請求権(民法709条、710条)

- 2 刑事上の責任

著作物の意味

- 思想又は感情の表現であること
- 表現に創作性があること
- 外部に表現されていること
- 文学、学術、美術又は音楽の範囲に属するものであること

保護されるのは、アイデアではなく具体的表現

著作物の意味

- 思想又は感情の表現であること

単なる事実やデータの羅列にすぎないものは、思想、感情の表現ではないから著作物ではない。

(例) 測量の数値が羅列されている書面
極めてありふれた内容の契約書

著作物の意味

- 表現に創作性があること

1 創作性の意味

厳格に意味での独創性があるとか他に類例がないとかが要求されているわけではなく、「思想又は感情」の**外部的表現に著作者の個性が何らかの形で現れていれば足りる。**

著作物の意味

- 表現に創作性があること

- 2 創作性を否定した例

工業製品の設計図は、そのための基本的訓練を受けた者であれば、だれでも理解できる共通のルールに従って表現されているのが通常であり、その表現方法そのものに独創性を見出す余地はなく、本件設計図もそのような通常の設計図であり、その表現方法に独創性、創作性は認められない。

著作物の意味

- 表現に創作性があること

- 2 創作性を否定した事例

旅行のガイドブックの一部について「JR中央線・総武線で東京から、特別快速24分(中略)地下鉄東西線(総武線に乗りね)で11分。」という記述のように、誰が記載しても異なった記述になりえないものは、これを選択したことについても、表現形式においても創作性があるものとはいえず、著作物性を認めることはできない。」

著作物の意味

- 表現に創作性があること

- 2 創作性を否定した事例

本件定義のような簡潔な学問的定義では、城の概念の不可欠の特性を表す文言は、思想に対応するものとして厳密に選択採用されており、原告の学問的思想と同じ思想に立つ限り同一又は類似の文言を採用して既述する外はなく、全く別の文言を採用すれば、別の学問的思想による定義になってしまうものと解される。

著作物の意味

- 表現に創作性があること

2 創作性を否定した事例

プログラムは、その性質上、表現する記号が制約され、言語体系が厳密であり、また、電子計算機を少しでも経済的、効率的に機能させようとする、指令の組合わせの選択が限定されるため、プログラムにおける具体的記述が相互に類似することが少なくない。仮に、プログラムの具体的記述が、誰が作成してもほぼ同一になるもの、簡単な内容をごく短い表記法によって記述したもの又は極くありふれたものである場合においても、これを著作権上の保護の対象になるとすると、電子計算機の広範な利用を妨げ、社会生活や経済活動に多大な支障を来たす結果となる。

著作物の意味

- 外部に表現されること
 - 1 人が内心で思っているだけでは、著作物として保護されない。
 - 2 有形物に固定されることまでは、要求されない。

著作物の意味

- 表現が文学、学術、美術又は音楽の範囲に属するものであること
 - 1 機械などの工業製品は該当しない。
 - 2 美術工芸品は美術の著作物に含まれる。
 - 3 建築物は美術の著作物として保護される。
 - 4 設計図は学術の著作物として保護される。

著作物の意味

- 二次的著作物(2条1項11号)

著作物を翻訳し、編曲し、もしくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物

- 編集著作物(12条)

編集物でその素材の選択又は配列によって創造性を有するものは、著作物とし保護される。

- データベースの著作物(2条1項10号の3、12条の2)

論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護される。

図面や構造物の著作物性

- 図面の著作物性をめぐる裁判例

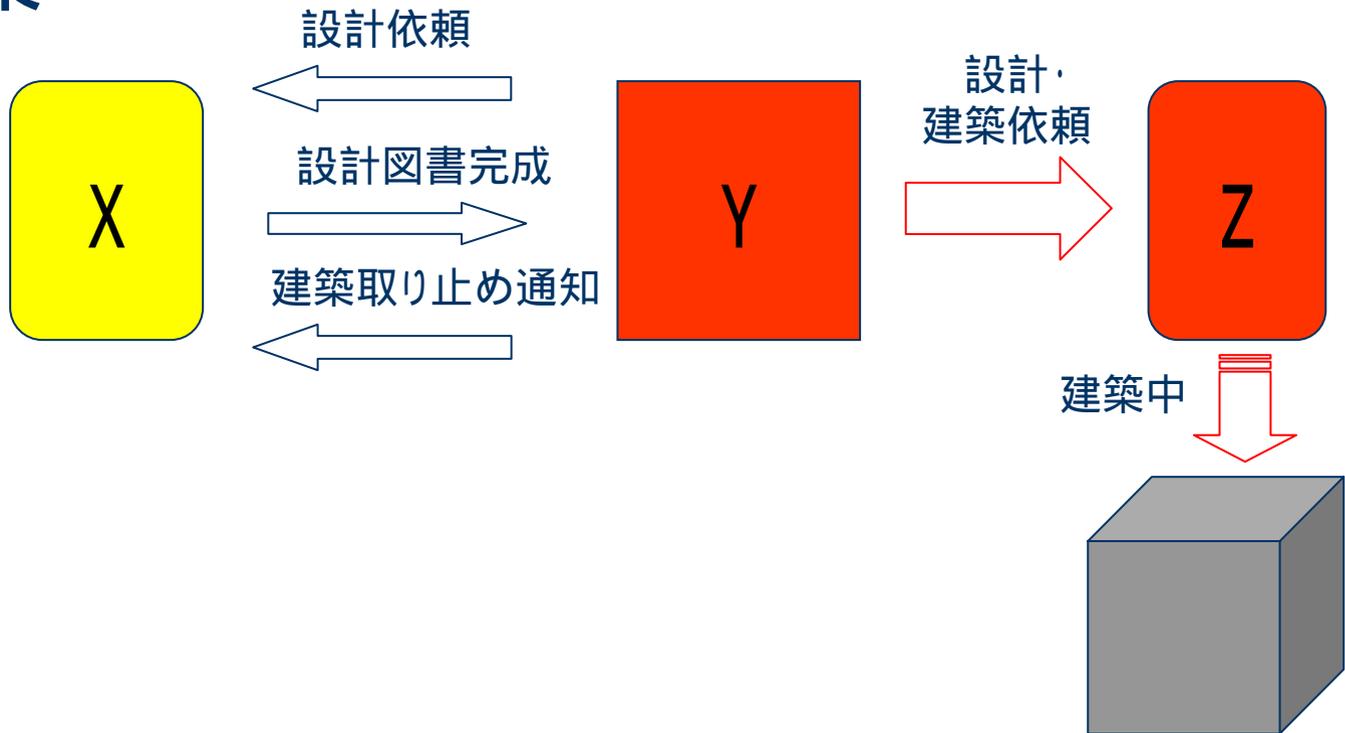
- 1 福島地方裁判所平成3年4月9日決定
- 2 東京高等裁判所平成13年8月9日判決

- 建築物の著作物性をめぐる裁判例

- 1 福島地方裁判所平成3年4月9日決定
- 2 東京地方裁判所平成15年10月30日判決

福島地方裁判所平成3年4月9日決定

● 事案



福島地方裁判所平成3年4月9日決定

- 請求の内容

X Y・Z 建築工事を中止せよ。

- 請求の理由

Y・Zが行っている建築工事は、Xの作成した設計図の著作権を侵害してる。

- 争点

- 1 建築設計図は著作物か。
- 2 建築設計図に基づいて建物を建築することは建築設計図の複製に当たるか。
- 3 建築物はどのような場合に「建築の著作物」となるか。
- 4 「建築の著作物」の複製とは何か。

福島地方裁判所平成3年4月9日決定

- 建築設計図は著作物か。

建築設計図は、一般に、**学術的性質を有する図面**にあたり、そして建築家はその知識と技術を駆使して作成したものでそこに**創造性が認められる限り**、著作権法一〇条一項六号の**著作物性を肯定し得る**と解され、かかる観点から本件設計図も前記六号の著作物に該当するものと考えられる。

福島地方裁判所平成3年4月9日決定

- 建築設計図に基づいて建物を建築することは建築設計図の複製に当たるか。

著作権法一〇条一項六号の著作物の複製は、同項五号の「建築の著作物」の場合となり二条一項一五号の本文の有形的な複製に限られ、したがって建築設計図に従って建物を建築した場合でも、その建築行為は建築設計図の「複製」とはならない。

福島地方裁判所平成3年4月9日決定

- 建築物はどのような場合に「建築の著作物」となるか。
 - 1 「建築の著作物」とは(現に存在する建築物又は)設計図に表現されている観念的な建物自体をいうのであり、そしてそれは単に建築物であるばかりでなく、いわゆる建築芸術と見られるものでなければならない。

福島地方裁判所平成3年4月9日決定

2 ここで「**建築芸術**」と言えるか否かを判断するにあたっては、使い勝手のよさ等の実用性、機能性などではなく、もっぱら、**その文化的精神性の表現としての建物の外観を中心に検討すべき**ところ、前掲疎乙第二号証、同第四号証の一、二、甲第四号証によれば、右観念的な建物は一般人をして、**設計者の文化的精神性を感得せしめるような芸術性を備えたもの**とは認められず、いまだ一般住宅の域を出ず、**建築芸術に高められているもの**とは評価できない。

福島地方裁判所平成3年4月9日決定

- 「建築の著作物」の複製とは何か。

設計図に従って建物を建築することが「複製」となるのは、「建築の著作物」(同法一〇条一項五号)についてである。

設計図に従って建物を建築すると、現に存在する建築物又は設計図に表現されている観念的な建物自体の複製となる。

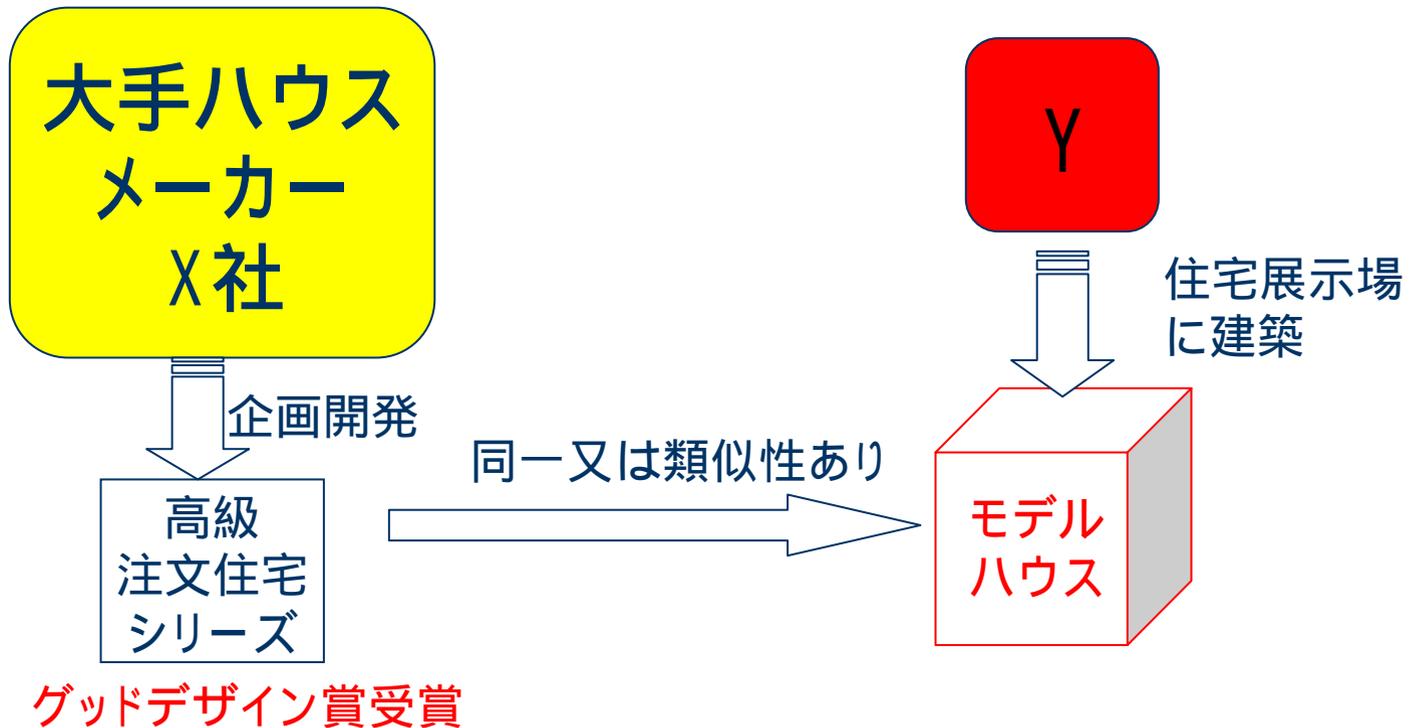
福島地方裁判所平成3年4月9日決定

- まとめ

- 1 建築設計図は、建築家はその知識と技術を駆使して作成したものでそこに**創作性が認められる限り**、著作権法一〇条一項六号の**著作物性が認められる**。
- 2 建築設計図の複製は、二条一項一五号の本文の**有形的な再製**（コピーしたり書き写したりすること）に限られる。
- 3 「建築の著作物」とは（現に存在する建築物又は）**設計図に表現されている観念的な建物自体**をいう。
- 4 「建築の著作物」と認められるためには、単に建築物であるばかりでなく、いわゆる**建築芸術と見られるもの**でなければならない。
- 5 設計図に従って建物を建築すると、**現に存在する建築物又は設計図に表現されている観念的な建物自体の複製**となる。

東京地方裁判所平成15年10月30日判決

● 事案



東京地方裁判所平成15年10月30日判決

- 請求の内容

X Y モデルハウスと同じタイプの建物の建築、販売、販売
のための展示の禁止
損害賠償請求

- 請求の理由

Yのモデルハウスは、Xが開発した高級注文住宅を複製又は翻案したものであって、Xの著作権を侵害してる。

- 争点

Xが開発した高級注文住宅は建築の著作物と認められるか。

東京地方裁判所平成15年10月30日判決

- 著作権法によりXが開発した高級注文住宅は建築の著作物と認められるか。
 - 1 著作権法により「建築の著作物」として保護される建築物は、同法2条1項1号の定める著作物の定義に照らして、**美的な表現における創作性を有するものであること**を要することは当然である。したがって、**通常のありふれた建築物は、著作権法で保護される「建築の著作物」には当たらない**というべきである。

東京地方裁判所平成15年10月30日判決

2 一般住宅の場合でも、その全体構成や屋根、柱、壁、窓、玄関等及びこれらの配置関係等において、実用性や機能性のみならず、美的要素も加味された上で、設計、建築されるのが通常であるが、**一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創造性が認められる場合に、その程度のいかに問わず、「建築の著作物」性を肯定して著作権法による保護を与えることは、同法2条1項1号の規定に照らして、広きに失し、会社一般における住宅建築の実情にもそぐわないと考えられる。**

東京地方裁判所平成15年10月30日判決

3 一般住宅が同法10条1項5号の「建築の著作物」であるといえることができるのは、一般人をして、一般住宅において通常加味される程度の美的要素を超えて、**建築家・設計者の思想又は感情**といった文化的精神性を感得せしめるような**芸術性ないし美術性を備えた場合**、すなわち、いわゆる**建築芸術**と心得るような**創作性を備えた場合**であると解するのが相当である。

東京地方裁判所平成15年10月30日判決

- 具体的認定

- 1 原告建物は、和風建築において人気のある、その意味では日本人に和風建築の美を感じさせるということが出来る、切妻屋根、陰影を造る深い軒、全体的な水平ラインといった要素や、インナーバルコニー、テラス、自然石の小端積み風の壁といった洋風建築の要素を、試行錯誤を経て配置、構成されていると認められるから、実用性や機能性のみならず、**美的な面でそれなりの創作性を有する建築物となっている**ことは否定できない。また、原告建物は、建築会社である原告内において、専門的な知識、経験を有する複数の者が関与して、試行錯誤を経て外観のデザインが決定されたものであり、その意味で、**知的活動の成果であることも疑いないところである。**

東京地方裁判所平成15年10月30日判決

2 しかしながら、現代において、和風の一般住宅を建築する場合、上記のような種々の要素が、設計・建築途上での試行錯誤を経て、配置・構成されるであろうことは、容易に想像される。本件のように建築会社がシリーズとして企画し、モデルハウスによって、一般人向けに多数の同種の設計による一般住宅を建築する場合、当該モデルハウスの建築物が、一般人をして、一般住宅が備える程度の美的な創作性を感じさせることはあっても、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感じさせ、美術性や芸術性を認識させることは、一般的に、極めてまれなことといわざるを得ない。

東京地方裁判所平成15年10月30日判決

- 3 原告建物は、前記認定によれば、通常の一般住宅が備える美的要素を超える美的な創作性を有し、**建築芸術といえるような美術性、芸術性を有するとはいえない**から、著作権法上の「建築の著作物」に該当するということとはできない。

東京地方裁判所平成15年10月30日判決

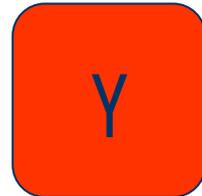
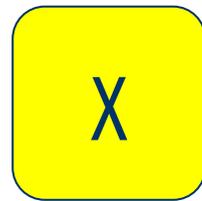
- まとめ

- 1 著作権法により「建築の著作物」として保護される建築物は、同法2条1項1号の定める著作物の定義に照らして、**美的な表現における創作性を有するものであることを要する。**
- 2 一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性が認められる場合に、その程度のいかに問わず、「**建築の著作物**」性を肯定して著作権法による保護を与えることは、同法2条1項1号の規定に照らして、**広きに失する。**
- 3 一般住宅が同法10条1項5号の「**建築の著作物**」であるということが**できるのは、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような芸術性ないし美術性を備えた場合、すなわち、いわゆる建築芸術と**いい得るような創作性を備えた場合である。

東京高等裁判所平成13年8月9日判決

【応募要項】

採用した設計図等の著作権は小諸市に帰属するものとし、この使用については小諸市が自由に行えるものとする。



採用



東京高等裁判所平成13年8月9日判決

- 請求の内容

X Y 設計図の利用禁止
損害賠償請求

- 請求の理由

YがB中学コンペに提出した設計図は、XがA中学コンペに提出した設計図を複製又は翻案したものであって、Xの著作権及び著作者人格権を侵害している。

- 争点

- 1 XがA中学コンペに提出した設計図についてXにはいかなる権利があるか。
- 2 XがA中学コンペに提出した設計図は著作物といえるか。
- 3 YにXの著作権・著作者人格権の侵害があるか。

東京高等裁判所平成13年8月9日判決

- XがA中学コンペに提出した設計図について、Xにはいかなる権利があるか。
 - 1 「応募要項に採用した設計図等の著作権は小諸市に帰属するものとし、この使用については小諸市が自由に行えるものとする。」との記載がある。
 - 2 応募者は、この条件を受け入れることを前提として、A中学コンペ案を提出し、これが採用されたのであるから、小諸市と応募して採用された者との間には、採用された設計図書の著作権を小諸市に移転することについての合意が成立しているものと認められる。
 - 3 したがって、Xには、A中学コンペに提出した設計図について著作権を主張できない。
 - 4 Xは、A中学コンペに提出した設計図について著作者人格権を享有する。

東京高等裁判所平成13年8月9日判決

- XがA中学コンペに提出した設計図は著作物といえるか。

Xは、その精神活動に基づいて、東中実施設計図を作成したものであり、その各図面の全体に控訴人の思想又は感情が表現されているものといえることができ、この具体的な表現は、誰が行っても同じになるであろうといえるほどにありふれたものとはいえないから、東中実施設計図の図面には、表現されたものの全体として創作性が存在するものと認めることができる。

東京高等裁判所平成13年8月9日判決

- YにXの著作権・著作者人格権の侵害があるか。
 - 1 A中実施設計図の各図面の基本的な構成に基づく具体的な表現は、図面全体に控訴人の思想又は感情が表現されているものということができ、この具体的な表現は、誰が行っても同じになるであろうといえるほどにありふれたものとはいえないから、東中実施設計図の図面の創作性は、まさにこの具体的な表現においてのみ存在するものというべきである。

東京高等裁判所平成13年8月9日判決

2 Xは、本件設計図に表現された、中学校という建築物に対する外形(デザイン)、機能(動線計画など)に関するアイデアが、すべてそっくり、被控訴人設計図に取り入れられている旨主張する。控訴人の主張は、要するに、A中実施設計図の配置図とB中コンペにおける配意図とを対比したとき、そこに表現された建築物の外形(デザイン)や機能(動線計画など)に関するアイデアが同一であるというものである。

しかしながら、**アイデアは、それ自体として保護の対象とはなり得ない。**

東京高等裁判所平成13年8月9日判決

● まとめ

- 1 「応募要項に採用した設計図等の著作権は注文者に帰属するものとし、この使用については注文が自由に行えるものとする。」との記載があり、応募者が、この条件を受け入れることを前提として、コンペ案を提出し採用された場合は、注文者と応募して採用された者との間には、採用された設計図書の著作権を注文者に移転することについての合意が成立しているものと認められる。
- 2 図面の創作性は、**具体的な表現においてのみ存在するものである。**
- 3 **アイデアは、それ自体として保護の対象とはなり得ない。**

図面や構造物の著作物性 まとめ

- 図面の著作物性

- 1 設計図は、一般に、**学術的性質を有する図面**にあたり、そして建築家**がその知識と技術を駆使して作成したものでそこに創作性が認められる限り**、著作権法一〇条一項六号の**著作物性を肯定し得る**。
- 2 図面の**創作性は、具体的な表現においてのみ存在するものである**。
- 3 構築物の**外形(デザイン)や機能(動線計画など)に関するアイデアは、それ自体として保護の対象とはなり得ない**。
- 4 設計図の複製は、二条一項一五号の本文の**有形的な再製(コピーしたり書き写したりすること)に限られる**。

図面や構造物の著作物性 まとめ

- 構造物の著作物性

- 1 「建築の著作物」とは(現に存在する建築物又は)設計図に表現されている観念的な建物自体をいう。
- 2 著作権法により「建築の著作物」として保護される建築物は、同法2条1項1号の定める著作物の定義に照らして、美的な表現における創作性を有するものであることを要する。
- 3 一般住宅が同法10条1項5号の「建築の著作物」であるということが出来るのは、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような芸術性ないし美術性を備えた場合、すなわち、いわゆる建築芸術といい得るような創作性を備えた場合である。
- 4 設計図に従って建物を建築すると、現に存在する建築物又は設計図に表現されている観念的な建物自体の複製となる。

著作者の権利

- 著作者とは誰か。

- 1 著作者

著作物を創作する者である(2条2号)。

著作物に、実名その他の名称が著作者名として表示されている者は、著作者と推定される(14条)。

実名の登録をした者も著作者と推定される(75条3項)

著作者の権利

- 著作者とは誰か。

- 2 法人著作物(15条1項)

- 次の4つの要件をみたす場合には、法人等が著作者となる。

- この場合、著作財産権・著作者人格権ともに法人等に帰属する。

- 法人その他の使用者の発意に基づき作成されたものであること

- その法人等の業務に従事する者が職務上作成したものである

- こと

- その法人等が自己の著作名義で公表するものであること

- 契約、勤務規則その他に別段の定めがないこと

著作者人格権

- 公表権(18条1項)

著作者には、まだ公表していない著作物について、公表するかどうか、どのような方法や条件で公表するか、いつ公表するかを決定する権利がある。

- 氏名表示権(19条1項)

著作者には、著作物に氏名を表示するかどうか、表示する場合にどのように表示するかを決定する権利がある。

- 同一性保持権(20条1項)

著作者には、著作物及びその題号について、著作者の同意なしに変更したり、切除したりさせない権利がある。

著作財産権

- 複製権

複製とは、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいう(2条1項15号本文)。

ただし、建築の著作物については、**建築に関する図面に従って建築物を完成すること**をいう(2条1項15号ロ)。

著作物を複製するには、著作権者の許諾が必要である(21条)。

著作財産権

- 二次的著作物

著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他**翻案することにより**創作した著作物をいう。

二次的著作物を創作するときは原著作権者の許諾が必要である(11条、27条)

著作者の権利の契約による変更

- 著作者人格権

著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することはできない(59条)。

著作者人格権を放棄する特約も無効と解されている。

「著作者は、その著作物の改変について著作者人格権を行使しないことを予め承諾する。」

- 著作財産権

著作財産権は、譲渡することができる(61条)。

「本契約の成果物の著作権は、完成と同時に注文者に譲渡されたものとする。」